

○東海大学医療技術短期大学研究活動の不正防止対策委員会規程

(制定 2007年4月1日)

改訂 2017年4月1日

(目的)

第1条 文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年2月18日文部科学大臣決定)」「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」に基づき、東海大学医療技術短期大学における研究活動に係わる不正防止と研究費及び競争的資金等の運営・管理を適正に行うために「東海大学医療技術短期大学研究活動の不正防止対策委員会」(以下「本委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この規程における研究活動とは、学内研究費及び学校法人東海大学が外部から受入れる研究費の運用・管理を含めた全ての研究活動をいう。

(構成)

第3条 本委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、学長とする。
- (2) 委員は、学科主任、事務室長、研究倫理委員長及び委員長が指名する者とする。
- (3) 委員長及び委員の任期は、1か年度とし再任を妨げない。
- (4) 委員長は、審議に必要と認めた教職員を事案ごとに委員として指名することができる。
- (5) 委員長が当該事案にかかわっている場合は、当該事案の審議に限りその任を停止する。この場合、委員の中から互選により委員長を選出する。
- (6) 委員が当該事案にかかわっている場合は、当該事案の審議に限りその任を停止する。

(役割)

第4条 本委員会は、次の役割を担う。

- (1) 学内での研究活動の不正防止に関する啓発
- (2) 学内での研究活動の不正防止対策に関する検討及び実施
- (3) 学内での研究活動の不正に関する調査委員会の設置
- (4) 前号の調査委員会の結果に基づく当該研究費の使用継続の可否及び通達
- (5) 調査方法、経過報告、調査進捗報告、現地調査等の受入れについて配分機関等と協議し、調査協力体制の確立
- (6) 学内での研究活動に関する不正告発相談窓口の設置
- (7) その他、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく各事項並びに本委員会が必要と認めた事項

(守秘義務)

第5条 委員は、本規程第4条の事項に関して、任期中に知り得た事項は外部に洩らしてはならない。

(本委員会の開催)

第6条 本委員会は、次のとおり開催する。

- (1) 本委員会の開催は委員長が、必要と認めたとき、これを招集する。
- (2) 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (3) 本委員会の事務は、事務室がこれを行う。

付 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

付 則 (2017年4月1日)

この規程は、2017年4月1日から施行する。